白井市社会福祉協議会管理事業補助金交付要綱

所管課	社会福祉課

1　補助金の名称

白井市社会福祉協議会管理事業補助金

2　補助金交付の目的

地域福祉の向上を図るため。

3　補助対象

社会福祉法人　白井市社会福祉協議会

4　補助対象経費

別紙に定める経費

5　補助額（率）

別紙に定める額

6　予算の範囲

補正予算による増額後の予算の範囲内

7　施行日

昭和61年4月1日

8　補助金の終期

令和10年3月31日

9　改正履歴

①令和５年3月30日改正（補助金名称及び補助金交付期間の終期の見直し）
②令和７年３月26日改正（令和７年度及び令和８年度における補助率(額)の特例）

別紙

補助対象事業	補助対象経費	補助率（額）
運営事業	①職員６人分の人件費 （給料・諸手当・厚生費）	●人件費 白井市一般職員に準ずる額（※）
	②管理費	●事業費 実支出額の1/2相当額のうち市長が認めた額 ●臨時職員等賃金 実支出額のうち市長が認めた額

※令和７年度及び令和８年度における補助額（率）の特例
60歳に達した日後における最初の４月１日以後の職員に係る人件費について、当該職員の人件費の額が一般職の職員の給与に関する条例（昭和３５年条例第１号）附則第７項の規定に準じて算出する給料、諸手当及び厚生費の額（以下「60歳以上給与相当額」という。）を超える場合にあっては、表に記載する額に加え、当該職員の人件費の額から60歳以上給与相当額を控除した額の1/2（千円未満端数切捨て）を補助するものとする。